

第2章 環境保全の総合的推進

第1節 行政組織

1 県の行政組織

[本 序]

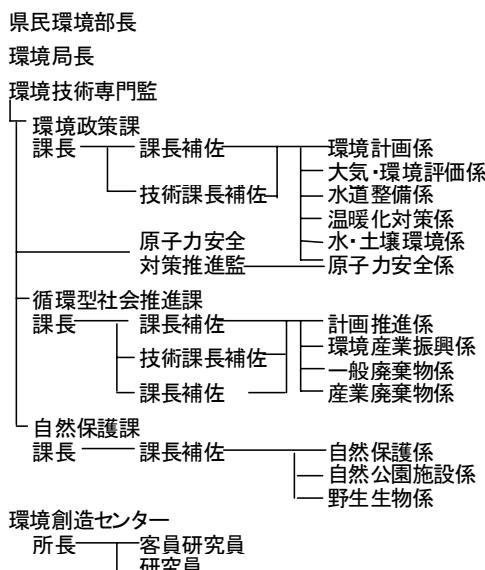
公害の防止、環境の保全等の推進のため、県では昭和43年の環境保全係の新設以降、行政需要に応じた組織機構の整備と充実を図ってきた。

平成7年度には、幅広い環境問題に対応し、環境関係部門を一元化するため、「環境局」を新設し、平成12年度には、県民生活に直結した環境問題に総合的・横断的に取り組むため、環境局を含めて「県民」施策を中心的に所掌する「県民環境部」を設置した。併せて、微生物など自然の浄化能力を活用した自然環境再生の研究と併せて環境問題を様々な側面から検証し、これから環境行政の進むべき方向を検討するため、「愛媛県環境創造センター」を設置した。

平成15年度には、原子力安全対策を専門的・一元的に取り扱う「原子力安全対策推進監」を配置するとともに、水環境の保全に関する一貫した業務の実施を行うため、水質指導係及び水質保全係を統合し水環境係を設置し、土壤汚染対策を一元的に推進するため、土壤汚染対策係を設置した。また、えひめエコランド構想の実現に向けた循環型社会構築の推進体制を強化するため、えひめ循環型社会推進計画全般の業務を行う「計画推進係」と、環境ビジネスの育成・支援業務を行う「環境産業振興係」を新設した。

平成20年度には、地球温暖化対策や循環型社会の形成など環境行政の一体的な推進を図るため、技術面での統括者となる「環境技術専門監」を設置した。また、廃棄物対策とリサイクル対策に一體的に取り組み、施策を効率的に推進するため、廃棄物対策課を「循環型社会推進課」に改称した。さらに、地方局への権限委譲に伴う事務の効率化のため、環境審査係と地球環境係を「大気・環境評価係」に、水環境係と土壤汚染対策係を「水・土壤環境係」にそれぞれ統合するとともに、地球温暖化対策の充実・強化のため「温暖化対策係」を新設した。

【平成20年4月1日現在】



〔出先機関〕

平成10年4月1日、地域保健法の施行に伴う保健所機能の強化及び広域化を図るため、14か所の保健所を8か所に再編するとともに、均衡のとれた保健サービスの提供ができるよう、中央保健所に6か所の支所を設置、中央保健所には、環境公害関係業務の増大に対応するため、「環境保全課」を設置した。また、衛生分野及び環境・公害分野の試験研究・監視指導体制を総合化するため、衛生研究所及び環境保全センターを統合して「衛生環境研究所」を設置した。

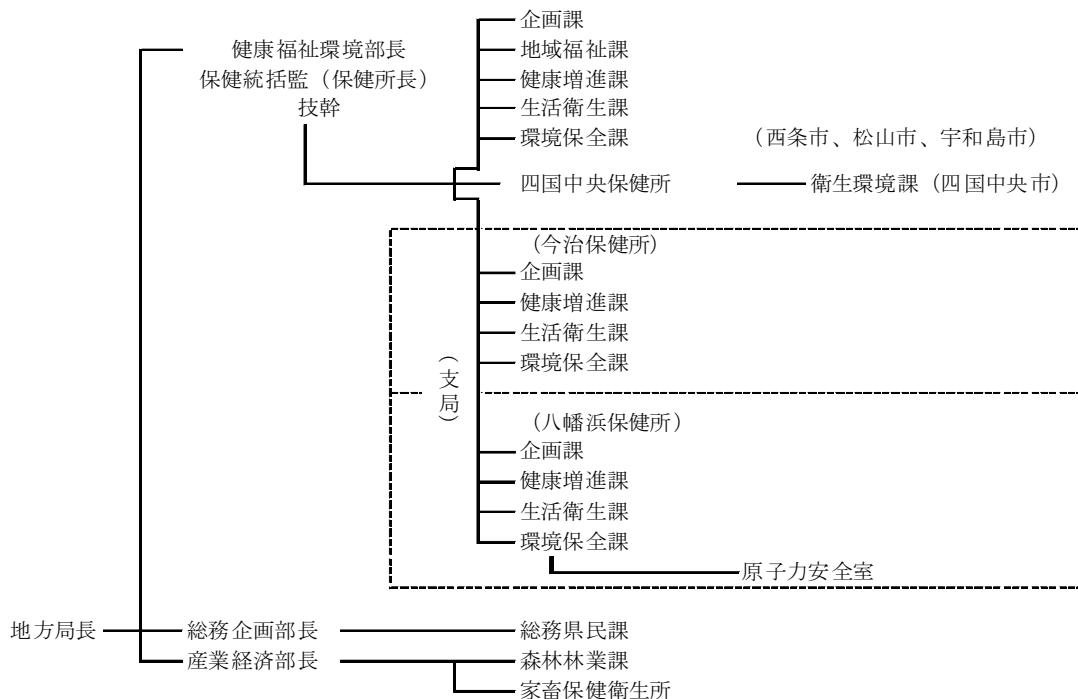
平成15年度には、衛生環境研究所に、原子力安全対策に関する県民の不安を解消するため、環境放射能に関する調査・分析部門を独立させ、環境調査課を新設した。

平成16年度には、廃棄物の適切な処理の指導を行うため、各保健所の環境保全課内に廃棄物指導係を設置した。

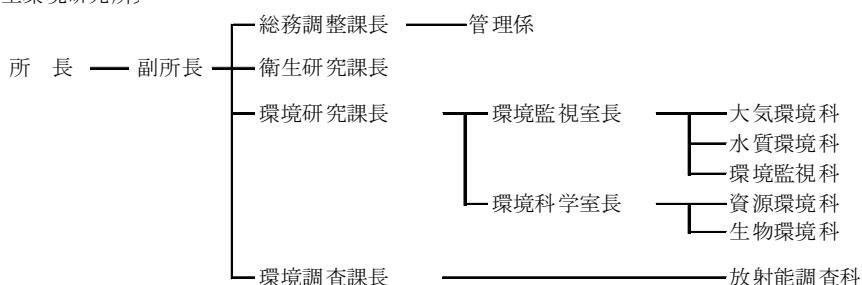
また、平成17年3月31日をもって新居浜保健所、大洲保健所、及び支所（全6支所）を廃止した。

平成20年度には、試験研究内容の調整や、他の試験研究機関との連携による共同研究等を積極的に推進するため、衛生環境研究所の総務課を「総務調整課」に改め、調整機能の強化を図るとともに、衛生環境研究所の放射線監視機能を、八幡浜支局環境保全課内に設置された「原子力安全室」に移管し、安全確認機能の充実を図った。

【平成20年4月1日現在】



〔衛生環境研究所〕



2 愛媛県環境審議会

都道府県における環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行い、地域の実情に応じた適切な施策の推進を図るため、環境基本法第43条第1項の規定により、「愛媛県環境審議会」が平成6年8月1日に設置された。

その背景は、環境問題を解決していくためには、地域における取組が不可欠であり、地域の具体的な環境保全対策にも、地域の有識者、住民代表等の意見を反映することが望ましいことから、国に中央環境審議会が設置されることに対応して、都道府県に都道府県環境審議会を設置することとされたものである。

また、地方分権一括法の施行に伴い、都道府県環境審議会と自然環境保全法に基づく都道府県自然環境保全審議会との必置規制（名称規制）が弾力化されたことにより両審議会を統合することができることとされたことから、平成12年4月1日に「愛媛県環境審議会」と「愛媛県自然環境保全審議会」（昭和48年12月設置）とを統合するとともに、常設の3部会（自然環境部会・鳥獣保護部会・温泉部会）を設置し、環境に関する調査・審議の一元化を図り、総合的に対処することとした。

その後、地下水の汚染対策の調査審議を行う必要が生じたことから、平成12年12月22日に、常設の化学物質環境保全部会を設置するとともに、平成13年8月7日には、地球温暖化対策などの計画策定を審議するために、常設の温暖化対策部会を設置した。

愛媛県環境審議会は、基本的事項の調査・審議のほか、地域の環境保全に関する重要事項、個別の行政処分を行うに当たっての審議、審議会の発意による知事への意見具申など、広く環境保全に関する調査審議を行うものであり、平成19年度における愛媛県環境審議会の開催状況は、表1-2-1のとおりである。

また、愛媛県環境審議会の法律及び条例に基づく審議事項は、資料編1-1のとおりである。

表1-2-1 愛媛県環境審議会の開催状況

年 度	開催年月日	審 議 事 項
平成19年度	平成19年9月7日	平成19年度第1回温泉部会 ○土地掘削許可申請について
	平成20年1月31日	平成19年度第1回環境審議会 ○愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例案について ○愛媛県ニホンジカ適正管理計画について
	平成20年3月26日	平成19年度第2回環境審議会 ○騒音環境基準類型指定地域等の変更について ○平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について ○平成19年度地下水の水質測定結果等について ○瀬戸内海の環境保全に関する愛媛県計画について ○第2次全県域下水道化基本構想について

第2節 愛媛県環境基本条例

(1) 制定の背景

今日の環境問題は、従来の産業公害の発生や無秩序な開発行為などの環境の悪化にとどまらず、都市化の進展と大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の定着による都市・生活型公害や廃棄物排出量の増大などの環境への負荷の増大、住民の快適な環境を求める意識や自然とのふれあいへのニーズの高まり、さらに、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球的な規模で対応すべき環境問題など、ますます複雑多様化している。こうした今日の環境課題に対処していくためには、国のみならず、地方公共団体においても、環境の保全に関する多様な施策を適切に講ずることが必要である。

わたしたちのふるさと愛媛は、瀬戸内海、宇和海、石鎚山などの豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれており、この豊かな環境を守り、育て、将来の世代に継承していくため、日常生活や事業活動そのものが環境に負荷を与えないように心掛け、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築できるよう、行政、事業者、県民すべての主体が、自らの責務を認識し、公平な役割分担の下に、環境の保全に積極的に取り組んでいくことが重要である。

このため、県においても、既存の公害防止条例や自然環境保全条例という個別の問題対処型の枠組みだけでなく、すべての社会経済活動が環境に配慮されたものとなるよう、総合的な視点から環境の保全に関する施策を推進していくための基本的な理念とこれに基づく基本的な施策の総合的な枠組みを含む新しい条例体系を整備する必要がある。

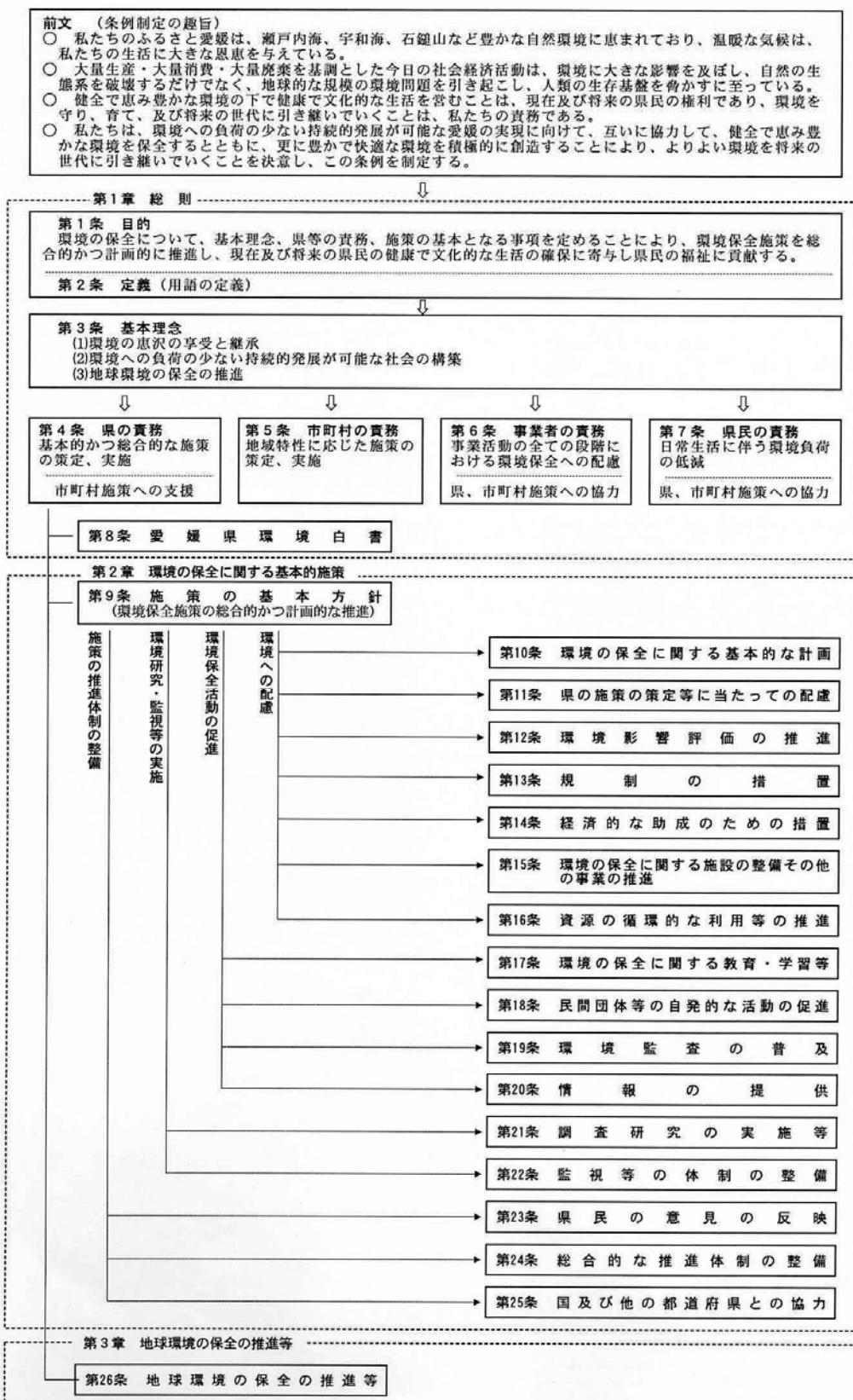
(2) 制定の経緯

平成7年8月に愛媛県環境審議会に「環境基本条例のあり方」について諮問し、審議会委員のうちから学識経験者や関係団体の代表等で構成する環境基本条例検討専門部会を設置して検討を行い、その答申を受けて、平成8年3月19日に「愛媛県環境基本条例」を公布施行した。

(3) 条例の位置付け及び構成

愛媛県環境基本条例は、これまでの公害の防止や自然環境の保全といった個別の条例の上位に位置付けられるもので、従来の規制的手法に加え、誘導的手法も取り入れることにより、施策の多様化を図り、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。その構成は、図1－2－1のとおりである。

図1-2-1 愛媛県環境基本条例の構成図



第3節 えひめ環境保全指針

(1) 策定の背景

今日の複雑多様化する環境問題に対処し、優れた環境を次世代に引き継ぐためには、公害対策はもとより、自然環境の保全や快適環境の創造等の諸施策を積極的に展開し、新たな視点に立って総合的かつ計画的な環境政策を推進するとともに、地域においても、環境問題を身近な問題としてとらえ、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに協力して環境に配慮した取組を積極的に進めていく必要がある。

(2) 策定の経緯

平成4年12月に、学識経験者や関係団体の代表などで構成する愛媛県環境保全推進協議会（平成2年10月設置）の中に環境保全指針策定特別専門部会を設置し、指針の基本的な考え方や基本方針等について検討を行い、平成7年3月指針案を取りまとめ、愛媛県環境審議会へ諮問し、その答申を受けて、同年5月に指針を策定した。

(3) 基本目標及び理念

この指針では、21世紀初頭を展望し、「環境にやさしい愛媛づくり」を基本目標に掲げ、次の5つを基本理念としている。

- ① 健康で住みよい生活環境の確保（公害の防止）
- ② 自然と人との豊かなふれあいの確保（自然環境の保全と創造）
- ③ 調和のとれた快適で美しい地域づくり（快適な環境の保全と創造）
- ④ 環境にやさしい実践行動の促進（環境保全行動の促進と支援）
- ⑤ 地球環境に配慮する社会づくり（地球環境保全への貢献）

(4) 環境の保全と創造

この指針では、環境の保全と創造のために、各分野ごとに目標を定めている。

- 公害の防止 ━━━━
 - 大気汚染の防止
 - 水質汚濁の防止
 - 騒音・振動の防止
 - 悪臭の防止
 - 土壤汚染の防止
 - 廃棄物の適正処理
- 自然環境の保全と創造 ━━━━
 - 生態系の保全
 - 地形・地質の保全と災害の防止
 - 自然景観の保全と創造
- 快適な環境の保全と創造 ━━━━
 - 自然とのふれあいの創造
 - 快適な生活環境と景観の創出
 - 歴史的・文化的環境の保護・保存

(5) 指針が示している県民・事業者・行政の役割

○ 県 民

環境に負荷をかけないライフスタイルを意識するなど、身近な家庭からの行動が大切であり、地域の環境特性に配慮した環境づくりに努めるなど、積極的に行政、事業者との連携を図り、環境保全活動に参加することが望まれる。

○ 事 業 者

事業者は、計画、事業実施等を進めるに当たっては、地域の環境との調和が図られるよう地域の環境特性に十分配慮し、地域の安全性の確保等、快適な環境づくりにも貢献していくことが期待される。

○ 県

指針の効果的な推進を図るため、県民、事業者、市町村に対し、指針の普及啓発を行うとともに、住みよい環境づくりのための必要な支援等を行うものとする。

○ 市 町 村

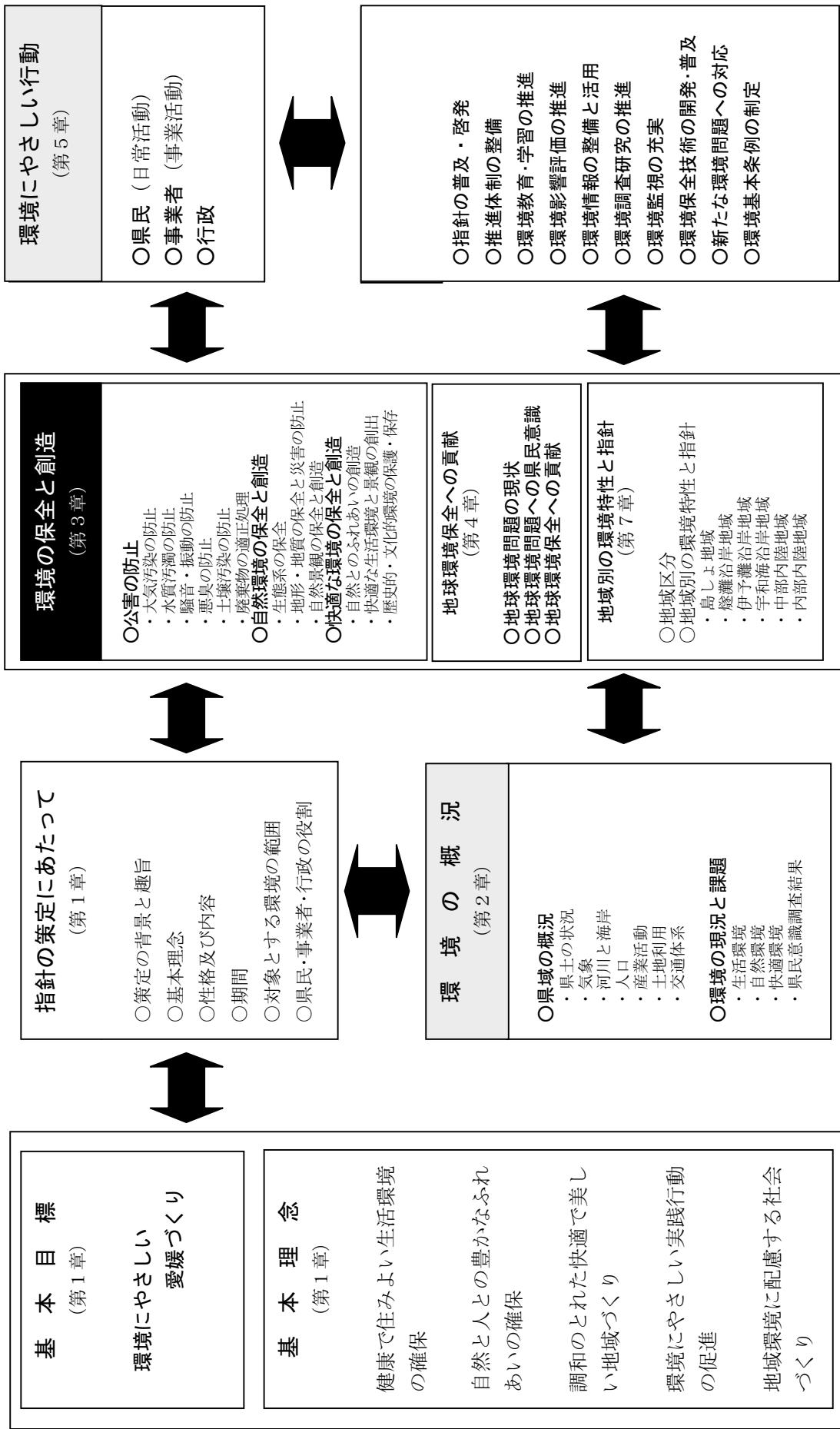
地域の実情に応じた環境の保全、創造、利用の各種環境施策を総合的に推進するとともに、住民や事業者等への啓発や支援等に努めるものとする。

(6) 指針の総合的推進

「環境にやさしい愛媛づくり」を目指し、指針の実行性を高めるために、10の推進方策を挙げている。

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 指針の普及啓発 | ⑥ 環境調査研究の推進 |
| ② 推進体制の整備 | ⑦ 環境監視の充実 |
| ③ 環境教育・学習の推進 | ⑧ 環境保全技術の開発・普及 |
| ④ 環境影響評価の推進 | ⑨ 新たな環境問題への対応 |
| ⑤ 環境情報の整備と活用 | ⑩ 環境基本条例の制定 |

図1－2－2 えひめ環境保全指針構成図



第4節 環境影響評価制度

1 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、事業者自らあらかじめ地域の環境について、調査、予測及び評価を行い、環境の保全の観点から適正な配慮を行うことにより、その事業について、環境保全上、より望ましいものとしていく仕組みであり、環境悪化を未然に防止するとともに、開発と保全との調整を図り持続可能な社会を構築していくための有効な制度である。

従来から、港湾法に基づく港湾計画や、公有水面埋立法に基づく埋立事業については、環境影響評価が実施されていたが、国においては、国が行う事業や国の免許等を受けて行われる事業であって、規模が大きく環境への影響を及ぼすおそれのあるものについて環境影響評価を義務付けるため、平成9年6月13日に環境影響評価法が公布され、平成11年6月12日から全面施行された。

本県においては、大規模開発行為に関する指導要綱により平成3年8月からゴルフ場及びレジヤー施設の設置に対し環境影響評価を義務付けてきたが、環境影響評価法の制定に伴い、同法の対象外とされた事業について、県独自の環境影響評価制度を確立するため、平成11年3月19日に愛媛県環境影響評価条例を公布し、環境影響評価法の施行期日に合わせて同年6月12日から施行した。

2 愛媛県環境影響評価条例の概要

(1) 対象事業

愛媛県環境影響評価条例の対象となる事業の種類及び規模要件は、表1－2－2のとおりである。

表1－2－2 対象事業及び規模要件

事業の種類	規模要件
1 道路 (1) 国道、県道、市町道、農業用道路 (2) 林道	4車線以上延長7.5km以上 幅員6.5m以上延長15km以上
2 河川 (1) ダム、堰 (2) 放水路	湛水面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
3 鉄道、軌道	線路の長さ5km以上
4 飛行場 (1) 陸上飛行場 (2) 陸上ヘリポート	すべて 滑走路の長さ30m以上
5 発電所 (1) 水力発電所 (2) 火力発電所	出力15,000kw以上 出力75,000kw以上
6 廃棄物処理施設 (1) ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設 (2) し尿処理施設 (3) 最終処分場	処理能力50トン／日以上 処理能力300kℓ／日以上 面積15ha以上
7 埋立て、干拓	面積25ha以上（干潟自然海浜等15ha以上）
8 土地区画整理事業	面積75ha以上
9 工業団地造成事業	面積50ha以上
10 流通業務団地造成事業	面積50ha以上
11 宅地造成事業	面積50ha以上
12 農用地造成事業	面積100ha以上

13 レクリエーション施設 (1) ゴルフ場 (2) スキー場 (3) その他運動・レジャー施設	すべて 土地改変面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
14 工場・事業場	最大排出ガス量10万m ³ /時以上又は 平均排水量1万m ³ /日以上
15 下水道終末処理施設	予定処理区域人口10万人以上
16 土石採取	面積50ha以上
17 鉱物採取	面積50ha以上

(2) 評価項目

調査、予測及び評価の項目は、愛媛県環境基本条例で「環境保全施策」の対象とされる表1－2－3に示す環境要素とする。

表1－2－3

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質 騒音 振動 悪臭 水質 地下水 地盤 土壌 地形・地質 など
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物 植物 生態系 など
人と自然との豊かな触れ合い及び地域の歴史的文化的特性の保全	景観 文化財 觸れ合い活動の場 など
環境への負荷	廃棄物等 温室効果ガス など

(3) 評価の観点

環境基準の達成はもとより、事業者により実行可能な範囲内で環境への影響を回避し、又は低減しているかどうかの視点から評価を行うものとする。

(4) 事業計画の早期段階における環境影響評価の実施

事業計画の早期の段階において、環境影響評価の調査を開始する前に、行政や住民の意見を踏まえて調査の項目や手法を選定する方法書の手続を導入している。

環境影響評価手続の全体の流れは、資料編1－2のとおりである。

(5) 情報公開の徹底及び住民参加の拡充

環境影響評価の手続の各過程において可能な限り、次のとおり情報公開を行うとともに、住民参加の拡充を図る。

- ① 方法書、準備書、準備書に係る住民意見に対する事業者の見解書、評価書、事後調査報告書の公告・縦覧
- ② 説明会の開催、公聴会の開催
- ③ 愛媛県環境影響評価審査会の会議の公開
- ④ 事業の着手、完了、中断、再開、事業の廃止、引継の公表
- ⑤ 方法書、準備書について、住民の環境保全の見地からの意見提出の機会の設定及び住民意見を提出できる者の範囲の地域限定の撤廃

(6) 環境影響評価審査会の設置

環境影響評価の客觀性、信頼性を確保するため、学識経験者で組織する愛媛県環境影響評価審査会を設置している。

(7) 事後フォローアップの充実

すべての事業者に事後調査を義務付け、その結果に応じて必要な環境保全措置が実施されるようとする。

(8) 実効性を確保するための措置

環境影響評価の結果を事業の許認可等へ反映させるとともに、報告徴収や立入検査の実施、手続の違反者に対する勧告・公表の措置をとる。

3 環境影響審査の実施

(1) 愛媛県環境影響評価審査会

学識経験者10人で構成する愛媛県環境影響評価審査会を平成11年6月12日に設置し、環境影響評価法や愛媛県環境影響評価条例の対象事業に係る環境影響評価方法書、準備書等の審査を行っている。

平成19年度においては、審査会を表1-2-4のとおり開催した。

表1-2-4 愛媛県環境影響評価審査会の開催状況

開催日	審議事項
平成19年 6月1日	○肱川水系山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価準備書について（1回目） ○松山広域都市計画都市高速鉄道四国旅客鉄道株式会社予讃線に係る環境影響評価準備書について（1回目）
平成19年 7月13日	○肱川水系山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価準備書について（2回目） ○松山広域都市計画都市高速鉄道四国旅客鉄道株式会社予讃線に係る環境影響評価準備書について（2回目）
平成20年 2月15日	○オオノ開発株式会社東温処分場廃棄物焼却施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（1回目）
平成20年 3月25日	○オオノ開発株式会社東温処分場廃棄物焼却施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（2回目）

(2) 環境影響評価法に基づく環境影響評価

環境影響評価法は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、土地区画整理事業などの規模が大きく環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価手続の実施を義務付けている。

平成19年度においては、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、肱川水系山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価準備書について、環境保全の観点から知事意見を述べた。

(3) 愛媛県環境影響評価条例に基づく環境影響評価

愛媛県環境影響評価条例は、環境影響評価法の対象外の事業について、環境影響評価を義務付けている。

平成19年度においては、松山広域都市計画都市高速鉄道四国旅客鉄道株式会社予讃線に係る環境影響評価準備書について、環境保全の観点から知事意見を述べた。

(4) 個別法等による環境影響評価等

平成19年度に公有水面埋立法、大規模小売店舗立地法、砂利採取法等に基づき環境影響評価等が実施され、環境部局が審査した案件は、表1-2-5のとおりである。

表1－2－5 平成19年度環境審査状況

事業	埋立て	大型店舗	岩石採取	計
件 数	5	33	25	63

第5節 環境マネジメントシステムの運用

環境管理に関する国際規格 ISO14001を平成14年11月27日に認証取得し、環境配慮活動に取り組んできたが、システムの定着が図られていること、省資源・省エネルギーの推進等において一定の取組の成果が上がっていることなどから、平成20年11月26日の認証期間満了をもって認証を返上し、ISO14001への適合を自己宣言（※）した。

なお、各団体が認証を取得するときのモデルとなるようにシステム文書のすべてをホームページで公開しているほか、中小企業者に対しては環境保全資金融資制度による低利融資を行うなど、市町や事業者が認証取得しやすい環境作りに努めている。

○ システム対象組織

本庁舎全体（知事部局、出納局、労働委員会事務局、公営企業管理局、人事委員会事務局、議会事務局、監査事務局、教育委員会事務局）

○ システムで管理する事業

一般事務事業及び公共事業

○ 平成19年度実績

環境目的・目標の設定、管理職員研修、一般職員研修、内部監査員研修、内部監査、継続審査

※ 自己宣言

ISO14001に規定された、ISO14001との適合性を示す方法の一つで、審査機関の審査を受けて認証を取得する方法によらず、自らがISO14001に適合していることを宣言する手法。